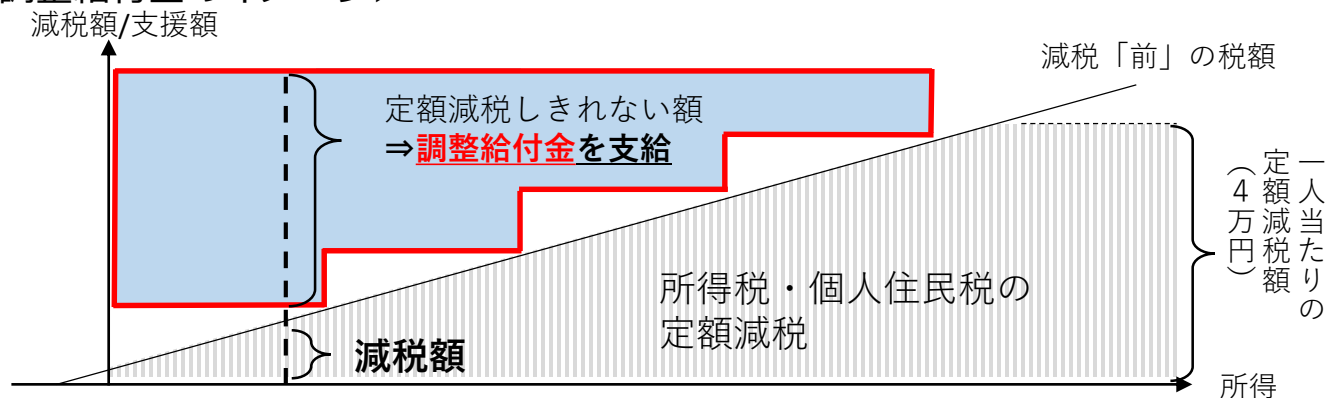


定額減税しきれないと見込まれる方への 給付金（調整給付金）のご案内

制度の概要

- 令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税※が実施されます。その中で、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を調整のうえ給付を行います。
- なるべく早期に給付を実施するという観点から、所得税分については町で把握している令和5年分の所得状況等の情報を使用した推計値に基づき、給付額が算定されます。
- 令和6年分の所得税額が確定した時点で、当初の給付額に不足がある場合は令和7年度に不足分を追加給付する予定です。

<調整給付金のイメージ>



※定額減税についての詳細は、国税庁又は総務省ホームページをご覧ください。

支給対象者・支給額について

「令和6年分所得税」または「令和6年度個人住民税所得割」が課税されている納税義務者のうち、定額減税しきれない（定額減税可能額が課税額を上回る）と見込まれる方。

※納税義務者本人の合計所得が1,805万円を超える方は対象外です。

所得税	定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年分 推計所得税額	=	①
住民税 所得割	定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年度分 住民税所得割額	=	②
支給額		=	①+② (1万円単位に切り上げ)		

※①=所得税の定額減税しきれない額、②=住民税所得割の定額減税しきれない額

給付金額の例

(あくまで一例であり、個別の状況により異なります)

- <例①> 一人暮らしで、所得税1万円・個人住民税所得割2万円(減税前)の納税者の場合
- ▶ 所得税から1万円・個人住民税所得割1万円の減税が行われます。
 - ▶ **定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**
- <例②> 納税者本人が扶養者3名(子や両親など)を扶養しており、所得税3万円・個人住民税所得割2万円(減税前)の納税者の場合
- ▶ 所得税から3万円・個人住民税所得割から2万円の減税が行われます。
 - ▶ **定額減税しきれない所得税分9万円と個人住民税所得割分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

給付金の支給手続き

■ 町に口座情報がある方(手続きは不要です)

- ① 御船町から支給内容が記載された「調整給付金支給のお知らせ」が届きます。
- ② 内容に同意する場合、手続き不要でお知らせに記載の口座に振り込まれます。
(受給の拒否や、口座の変更等には手続きが必要です。)

※口座情報は、過去の臨時給付金や住民税事務における口座情報、公金受取口座等を参照しています。

■ 町に口座情報がない方(手続きが必要です)

- ① 御船町から支給内容が記載された「調整給付金支給確認書」が届きます。
- ② 内容を確認のうえ、通知に記載の必要書類を専用の返信用封筒で提出してください。
- ③ 審査後(約3週間後)、指定の口座に振り込みます。

申請期限：令和6年9月30日(月) 消印有効

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金(「調整給付金」)の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※御船町ホームページもご覧ください。

御船町 定額減税


検索

御船町 調整給付金

検索

お問い合わせ先

御船町
町民税務課 課税係
(定額減税(調整給付金)とお尋ねください)

 **096-282-1114**

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)